

いわて高等教育コンソーシアム事務局規則

(平成21年3月16日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、いわて高等教育コンソーシアム規則第6条の規定に基づき、いわて高等教育コンソーシアム事務局(以下「事務局」という。)に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を実施する。

- 一 構成校との連絡調整に関する事。
- 二 理事会の庶務に関する事。
- 三 運営委員会の庶務に関する事。
- 四 各推進委員会等の庶務に関する事。

(組織)

第3条 事務局は、次の掲げる者をもって組織する。

- 一 岩手大学から選出された者
- 二 岩手県立大学から選出された者
- 三 岩手医科大学から選出された者
- 四 富士大学から選出された者
- 五 盛岡大学から選出された者
- 六 放送大学岩手学習センターから選出された者
- 七 一関工業高等専門学校から選出された者
- 八 岩手県立大学盛岡短期大学部から選出された者
- 九 岩手県立大学宮古短期大学部から選出された者
- 十 盛岡大学短期大学部から選出された者
- 十一 岩手保健医療大学から選出された者
- 十二 その他事務局が必要と認めたる者 若干名

2 前項の規定にかかわらず、前項第八号から第十号に掲げる者は、必要に応じて加わることができるものとする。

(事務局長)

第4条 事務局に事務局長を置き、構成員の互選により選出する。

2 事務局長に事故があるときは、あらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 事務局の庶務は、構成校の協力を得ながら岩手大学において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年8月10日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年2月7日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年 月 日から施行し、令和5年4月1日から適用する。